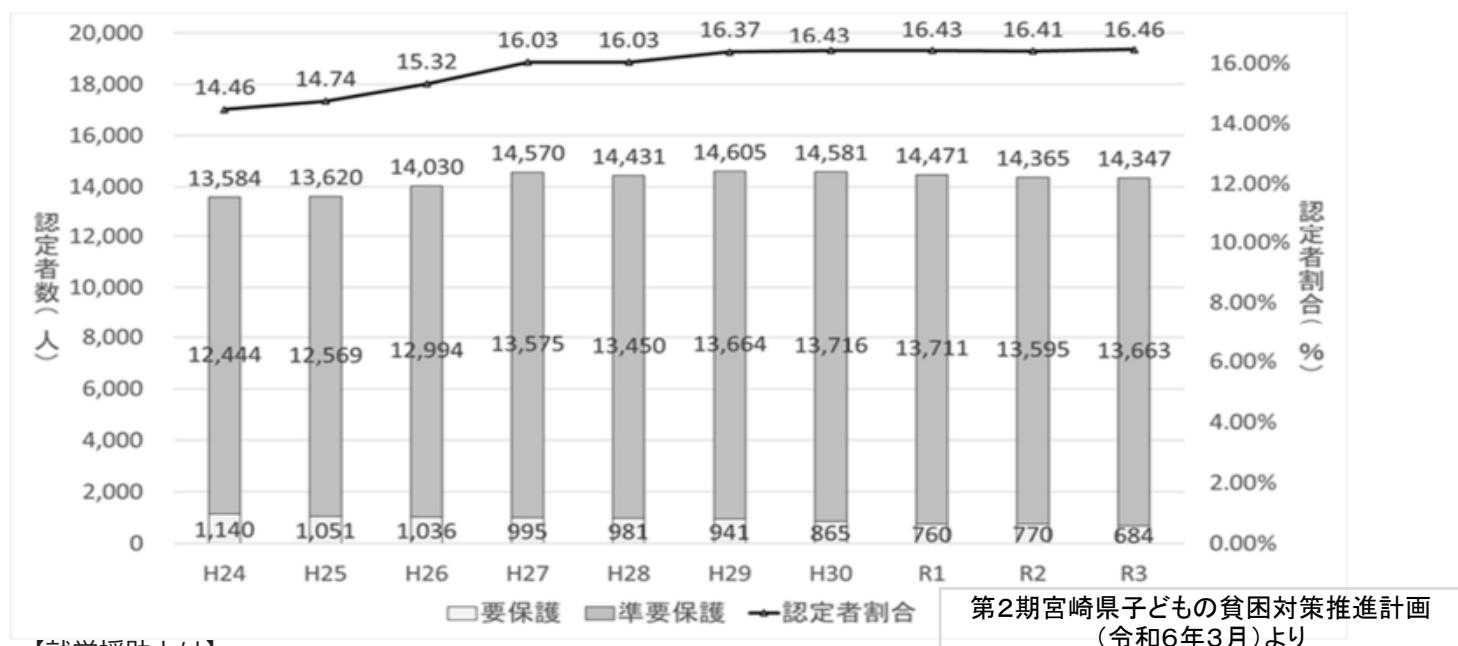


【就学援助認定者数・割合の推移（宮崎県）】



【就学援助とは】

経済的理由により就学が困難な小・中学校に在籍中の児童生徒の保護者に対し、
学用品費や給食費などの費用の一部を援助する制度

※要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者）

※準要保護者（要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認定した者）

宮崎県では
約6人に1人の
子どもが就学援助を
受けています

お申込先

TEL:0985-25-2055 FAX:0985-25-2056 メール:info@pal-let.jp

※減免を受けるための受講の場合は団体名必須

団体名：

●参加申し込み(参加費:無料 締切:8/23)

氏名	連絡先	出産予定日

●無料託児申し込み(締切:8/16)

お子様の氏名	生年月日(月齢)	保護者氏名/連絡先